

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

会社債権の持分への転換に係る登記管理弁法
(国家工商行政管理総局令第57号として2011年11月23日発布、2012年1月1日施行)

第1条 会社債権の持分への転換に係る登記管理を規範化するため、「会社法」及び「会社登記管理条例」等の法律及び行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法において「債権の持分への転換」とは、債権者がその法により享有する、中国国内において設立された有限責任会社又は株式有限会社(以下「会社」と総称する。)に対する債権をもって会社の持分に転換し、会社の登録資本を増加させる行為をいう。

第3条 債権の持分への転換に係る登記管理については、次の各号に掲げる事由の何れか一つに該当する場合には、本弁法を適用する。

(一) 会社経営において債権者と会社との間に生ずる契約に係る債権を会社の持分に転換する場合において、債権者が既に債権に対応する契約上の義務を履行しており、かつ、法律、行政法規、国务院の決定又は会社定款の禁止規定に違反しないとき。

(二) 人民法院の効力が生じている裁判により確認される債権を会社の持分に転換するとき。

(三) 会社の破産更生又は和解期間において、人民法院による認可を経た更生計画又は承認する旨の裁定を経た和解合意に組み込まれた債権を会社の持分に転換するとき。

第4条 持分への転換に用いる債権に2名以上の債権者がいる場合には、債権者は、債権について、既に分割をしていなければならない。

第5条 法律、行政法規又は国务院の決定により、債権の持分への転換について認可を経なければならない旨が定められている場合には、法により認可を経なければならない。

第6条 債権を持分に転換して価額評価した出資金額とその他の非通貨財産を価額評価した出資金額との和は、会社の登録資本の70%を超えてはならない。

第7条 持分への転換に用いる債権は、法により設立された資産評価機構による評価を経なければならない。

債権を持分に転換して価額評価した出資金額は、当該債権の評価価値を超えてはならない。

第8条 債権の持分への転換は、法により設立された出資検査機構による出資検査及び出資検査証明の発行を経なければならない。

出資検査証明には、次の各号に掲げる内容が含まなければならない。

(一) 債権の基本状況。これには、債権の発生時期及び原因、契約当事者の氏名又は名称、契約の目的並びに債権に対応する義務の履行状況が含まれる。

(二) 債権の評価状況。これには、評価機構の名称、評価報告の文書番号、評価基準日及び評価価値が含まれる。

(三) 債権の持分への転換の完成状況。これには、債権の持分への転換に係る合意が締結済みであること、債権者が会社の対応する債務を免除していること、及び会社による関連会計処理が含まれる。

(四) 債権の持分への転換につき法により報告して認可を経なければならない場合には、その認可の状況

第9条 債権を持分に転換する場合には、会社は、法により会社登記機関に対し登録資本及び払込済資本の変更登記手続を申請しなければならない。会社のその他の登記事項の変更にかかわる場合には、会社は、一括して変更登記手続を申請しなければならない。

第10条 会社は、変更登記を申請する場合には、「会社登記管理条例」及び企業登記の提出資料に関する国家工商行政管理総局の規定に従い執行するほか、次の各号に掲げる資料もそれぞれ提出しなければならない。

(一) 本弁法第3条第(一)号所定の事由に該当する場合には、債権者及び会社が署名した債権の持分への転換に係る承諾書を提出する。双方は、持分への転換に用いる債権が当該規定に適合していることについて承諾しなければならない。

(二) 本弁法第3条第(二)号所定の事由に該当する場合には、人民法院の裁判文書を提出する。

(三) 本弁法第3条第(三)号所定の事由に該当する場合には、人民法院による認可を経た更生計画又は承認する旨の裁定を経た和解合意を提出する。

会社が提出する株主(総)会決議については、債権を価額評価した出資金額を確認し、かつ、「会社法」及び会社定款の規定に適合しなければならない。

第11条 会社登記機関は、債権の持分への転換に対応する出資の出資方式について、「債権の持分への転換による出資」と登記しなければならない。

第12条 会社登記機関及びその業務人員による債権の持分への転換に係る登記手続が法律法規の規定に違反する場合には、直接責任を負う主管人員及びその他の責任者に対し、関係規定により責任を追及する。

第13条 債権者、会社並びに評価及び出資検査を担う機構が「会社法」、「会社登記管理条例」及び本弁法の規定に違反した場合には、会社の登記機関は、「会社法」及び「会社登記管理条例」等の関係規定により処罰する。

第14条 債権を持分へ転換した会社の登記情報について、会社登記機関は、法によりこれを公開する。

第15条 次の各号に掲げる違法行為の行政処罰の結果について、会社登記機関は、これを社会に対し公開しなければならない。

(一) 債権者及び会社による債権の持分への転換登記に係る違法行為

(二) 評価及び出資検査を担う機構による債権の持分への転換登記に起因する違法行為
前項の行政処罰を受けた評価及び出資検査を担う機構の名簿について、会社登記機関は、これを公示する。

第16条 債権の持分への転換に係る違法行為にかかわる債権者、会社並びに出資検査及び評価を担う機構等について、工商行政管理機関は、遅滞なくこれらを記録し、企業信用分類監督管理を実施しなければならない。

第17条 本弁法所定の事項について、法律、行政法規又は国务院の決定に別段の規定がある場合には、当該規定に従う。

第18条 非会社企業法人が体制を会社に改めて変更登記手続をする場合において、債権の持分への転換にかかわるときは、本弁法を参照して執行する。国有資産管理にかかわる場合には、関係規定に従い手続をする。

第19条 本弁法は、2012年1月1日から施行する。

(法令原文名称：公司债权转股权登记管理办法)

シティユーワ法律事務所